

官報正誤の内容について

官報のページ	修正前（官報）	修正後（官報正誤として同一内容を掲載予定）
p. 142 改正後欄 終りから 3 行目	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設・・・	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第 <u>四十八</u> 条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設・・・
p. 182 改正後欄 10 行目	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設・・・	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第 <u>四十八</u> 条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設・・・
p. 185 改正後欄 終りから 16 行目	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス <u>又は</u> 地域密着型介護予防サービス・・・	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス <u>若しくは</u> 地域密着型介護予防サービス・・・
p. 185 改正前欄 終りから 9 行目	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス <u>若しくは</u> 地域密着型介護予防サービス・・・	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス・・・
p. 189 改正後欄 15 行目	・・・当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の <u>利用者</u> の処遇が適切に行われると認められるときは、・・・	・・・当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の <u>入所者</u> の処遇が適切に行われると認められるときは、・・・
p. 192 改正後欄 終りから 10 行目	・・・当該介護老人保健施設に係る <u>指定</u> を行った都道府県知事に届け出なければならない。	・・・当該介護老人保健施設に係る <u>許可</u> を行った都道府県知事に届け出なければならない。
p. 196 改正後欄 終りから 14 行目	5 ユニット型特別養護老人ホームの <u>管理者</u> は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	5 ユニット型特別養護老人ホームの <u>施設長</u> は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
p. 201 改正後欄 終りから 14 行目	・・・当該介護医療院に係る <u>指定</u> を行った都道府県知事に届け出なければならない。	・・・当該介護医療院に係る <u>許可</u> を行った都道府県知事に届け出なければならない。

※赤字が修正箇所を示す。

官報正誤の内容について（2/9 追加分）

官報のページ	修正前（官報）	修正後（官報正誤として同一内容を掲載予定）
p. 137 改正後欄 終りから 17 行目	・・・、第七十三条第五号から七号まで・・・	・・・、第七十三条第五号から第七号まで・・・
p. 186 改正後欄 12 行目	・・・、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	・・・、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
p. 217 3～5 行目	・・・、第四十条の七第八項、第四十六条第六項、第五十五条の六第八項、新地域密着型サービス基準第七十三条第七号及び第七十七条第七号、新介護予防サービス等基準第三十六条第三項（新介護予防サービス等基準第五十九条、第六十六条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第九十一条第三項（新介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準第五十三条第三項の規定の適用については、・・・	・・・、第四十条の七第八項、第四十六条第六項及び第五十五条の六第八項、新地域密着型サービス基準第七十三条第七号及び第七十七条第七号、新介護予防サービス等基準第三十六条第三項（新介護予防サービス等基準第五十九条、第六十六条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第九十一条第三項（新介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。）並びに新地域密着型介護予防サービス基準第五十三条第三項の規定の適用については、・・・
p. 217 9 行目/13 行目	・・・、新地域密着型サービス基準第八十六条の二（新地域密着型サービス基準第八十条、第二十九条、第五十七条、第六十九条、第八十二条において準用する場合を含む。）、・・・並びに新介護医療院基準第四十条の三・・・	・・・、新地域密着型サービス基準第八十六条の二（新地域密着型サービス基準第八十条、第二十九条、第五十七条、第六十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、・・・及び新介護医療院基準第四十条の三・・・

※赤字が修正箇所を示す。